

平成25年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成25年6月27日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第32号 高浜市税条例の一部改正について
議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情
陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	杉浦幸七
教育長	岸上善徳
企画部長	加藤元久
人事グループリーダー	野口恒夫
地域政策グループリーダー	岡島正明
経営戦略グループリーダー	山本時雄
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	内田徹
財務グループリーダー	竹内正夫
情報グループリーダー	時津祐介
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	鵜殿巖
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
学校経営グループ主幹	神谷理
監査委員事務局長	神谷義直

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
--------	-----

主 査 杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長より審査の結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月19日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第32号 高浜市税条例の一部改正について、今回の市税条例の中の住宅ローン控除の件について、住宅ローン控除の拡大、延長というのは、消費税の引き上げに伴う税負担の影響を平準化するという理解ですが、仮に消費税の引き上げがなかった場合、今回の取り扱いはどのように変わるかの問いに、今回の住宅取得控除の拡大、延長については消費税の引き上げを前提にしておき、仮に消費税が上がらないとした場合には、4年間の延長というのはあるが、7%の控除限度額、それと400万円の最大控除額の適用はないとの答弁でした。

また、消費税の今、5%ですが、消費税が上がるタイミングに契約してしまうと、引き渡しに関係なくその契約のタイミングで5%が適用されて、実際に支払うのが消費税が引き上がった後という形になると、この場合、その400万円の最大控除の適用というのは受けられるのかとの問

いに、今回は、住宅取得控除の拡大、延長については消費税の引き上げが前提ということになっており、住宅を建てるときに5%の消費税、税のほうは7%の最大控除を受ける。両面から受ければいいが、どちらか一方を選択するということになるとの答弁でした。

また、7%に引き上げたときに、市のほうでどれだけ影響が出るかという問いに、7%の場合に、平成25年度の賦課マスターで試算すると、アバウトな数字で80万円から200万円ぐらいが減少し、減少分については国庫のほうから補填されるとの答弁でした。

また、別の委員より、住宅ローン控除について、実際の数字というか、所得から何からということで例を示していただきたいとの問いに、年収600万円と仮定します。条件として、夫婦2人、中学生、小学生の4人世帯。住宅借入額が3,300万円。ローンの1%で控除可能額が33万円とした場合、所得税額が19万2,500円、住民税額は29万7,500円になります。現行の制度からだ控除額は20万円が限度で、20万円になります。しかし、改正法案を適用すると32万9,000円になり、現行に比べて12万9,000円の増と。住宅取得控除を12万9,000円の増、受けられるとの答弁でした。

議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、改正により特定継続世帯という新しく規定される等の改正が行われているが、改正の目的と意図についてとの問いに、今回の改正の目的は、平成20年度の後期高齢者医療の創設に伴い、国保世帯の被保険者が国保と後期高齢者医療に分かれることになり、従前と同程度の国保税に負担となるようにするために、現行では国保税の軽減判定所得の算定の特例、そして世帯別平等割の配慮として2分の1軽減を実施している。この措置は、国保と後期高齢者医療に分かれてから5年の特例措置とされており、何らかの対策を講じなければ、平成25年度から負担が増す世帯が生じてくる見込みである。この負担を緩和するために、特定継続世帯として軽減が延長されるなどの措置が講じられているとの答弁でした。

また、特定継続世帯として軽減が延長されるということで説明があったが、平成25年度において何世帯が対象であるか見込んでいるのか、また、それによって、延長による市の影響額がどのくらいあるかとの問いに、平成25年度に特定継続世帯になる世帯は181世帯と見込んでおり、また、特定継続世帯の軽減額の総額は、平成25年度で170万円程度と見込んでおるとの答弁でした。

また、別の委員より、3年以降も4分の1という措置をとられるということだが、これの根拠をとの問いに、特定世帯が5年間、これが2分の1軽減されます。その後、まだ特定世帯ということになると、特定継続世帯として新たに3年間、こちら4分の1の軽減がされることとなり、通算では8年間の軽減が受けられるとの答弁でした。

また、8年間は、こう軽減してもらえるが、その後ということも考えられますので、この3年間という意味についての問いに、こちらの制度については、延長を3年間ということは国のほうで決められたということで、この3年間の後については何らまだ定められているということでは

なく、とりあえず3年間、4分の1の軽減をさせていただき、その後、どういったことで国のほうが判断されるかと思えますとの答弁でした。

また、3年間終わった時点か途中でも見直しをするということですかとの問いに、必ずやるということではなくて、国の動向による中でそのような改正があれば市のほうも対応していくということで、市からやるということではないとの答弁でした。

議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、センチリー21が平成25年3月31日をもって借上げの満了日を迎えるわけだが、既に入居されている方に対してはいつごろ周知されているのか。また、その当時において何人の方が入居されていたのかとの問いに、入居者の方には、契約の段階でまずお話をさせていただき、その後、借地借家法の規定もあり、半年前以上には通知をしなければいけないということになっており、そのタイミングを逸することなく説明をさせていただいております。なお、いつの時点でということですが、平成24年度に返還しており、現在、5軒の方がおり、5軒の方については説明をさせていただいたという状況ですとの答弁でした。

また、これは改めて募集の停止ということはないかとの問いに、スケジュールとしては、これも建物所有者のほうにも半年前に契約の解除の通知をする必要があり、その解除の通知をした時点で管理会社、新たに建物所有者が新たな管理会社を決められるか、あるいは御自分でやられるかという判断をされることになるとの答弁でした。

また、3月31日現在において、センチリー21は終わったが、残りの借上住宅の入居率はどの問いに、あと残りは5つで、平成25年3月末現在で、エクセル湯山が43.8%、ロイヤル八幡が50%、パークビレッジが50%、ビラ湯山が30%、ハイツセブンが70%という状況ですとの答弁でした。

議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、起業支援型地域雇用創設事業の概要ということで、説明資料はあるが、業務内容で、これ9カ月、170日ですけれども、これ8時間労働で計算しているのかとの問いに、就業の時間ですが、1日8時間で計算しておるとの答弁でした。

また、人件費で計算してみると、8時間で840円ぐらいになるかと思う。これについてはどういう形になっているかとの問いに、こちらの時間数は9カ月ということで計算をしており、そのうち7月分については契約上、実質10日間の計算になり、7月が10日ということで8時間。それから、残りの8月から3月までが8カ月で20日間ということで、合計が170日ということで計算しているとの答弁でした。

また、別の委員より、今のところと同じところで、5番目の事業費のところ、人件費が114万3,000円、物件費が103万円とあるが、この比重というか割合はあらかじめ県のほうで、例えば物件費は、最低、最高でも例えば半分ですと、こういった何かありますかとの問いに、県のほう

から示されている数値については50%以上となっているとの答弁でした。

また、別の委員より、同じく緊急雇用の創出事業基金事業で、この関係で、今回、1年間というか、途中からですけども、年度の終わりまで多分ここで働かれると思うが、この方はこの後どうなるかとの問いに、こちらの事業については、その性格上、やはり単年度ということになっており、引き続き雇用のほうは継続していただきたいというのが事業のほうの趣旨の中に入っており、その関係で、引き続き雇用していただいた場合は、平成26年4月以降、新たな平成26年度からも引き続き採用する場合は30万円の一時金が支給されるということで、その分については、雇用のほうを継続すれば、そういった形で国のほうからも見ていただけるとの答弁でした。

陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情については、賛成意見として、公契約条例の実現など働く者の権利を守り、生活の向上を図って下さいの中で、公契約条例を制定し、全ての公共調達において適用して下さいと具体的に訴えられています。国の最低基準法の最低賃金は、諸外国と比べても極めて低く、その結果、全国で生活保護の基準と最低賃金額との逆転現象が生じているという矛盾した事態さえ生じています。今日の経済情勢のもとでは、労働者の賃金の底上げを実現し、地域経済を活性化するために公契約条例の制定は極めて有効、効果的で実現可能な施策であると言われてしています。

また、別の委員より、民営化とか民間委託等は行わないでくださいというふうに表現がありますが、民間のノウハウ、また知恵を否定するような本陳情には反対です。それで、民間委託がなぜ住民サービスの低下につながるのか、これも全く根拠がありませんので、改めて反対との意見。

また、別の委員より、公契約条例の話で、2009年に公共サービス基本法が制定されて、同じ年に参議院本会議においても請願が採択されたとありますが、大体平均して見ますと、建設工事の大体4割が公共工事であって、6割が大体民間の工事ということもあり、賃金だとか労働条件で大きな影響を与えかねない。市の公共工事と民間工事で賃金格差というのも会社の中などでもまた生じてくるおそれもありますので、まだ調査だとか研究が必要かなと思いますので、私はこの陳情には反対との意見。

また、別の委員より、星印で重点要望ということで、その中で民営化、民間委託等は行わないでください。既に実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために直営に戻すことを検討して下さいということが書いてありますけれども、高浜の場合は、図書館の指定管理につきましても、指定管理にするまでは、資料購入費が1,000万円だったものが、指定管理してからは1,450万円ということで、資料購入費もふえていますので、私はこの陳情に対して反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第32号、33号、34号、35号、37号は、それぞれ挙手全員により原案可決。

陳情第1号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が、総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。
10番、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をいたします。

去る6月20日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案2件と陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員より、地域手当の近隣市の支給率と、県内で最も高い支給率と最も低い支給率はとの問いに、平成25年4月現在、碧南市が6%、刈谷市が12%、安城市が10%、知立市が6.5%、愛知県が6.5%、県内で最高は刈谷市の12%、最低はゼロ%との答弁でした。

また、同委員より、県内の他の市町村で引き下げたところはとの問いに、平成25年4月現在の状況で、碧南市が6.5%から6%、東浦町が3%からゼロ%に引き下げたとの答弁でした。

同委員より、地域手当の制度の目的についてはとの問いに、民間の賃金水準を基礎として、地域ごとに給与水準の調整を図るための手当であるとの答弁でした。

議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、民生費、家庭児童相談事業の印刷製本費と委託料の内容はとの問いに、児童虐待防止のために、市民の方の意識を啓発するためのリーフレットを全世帯配布するものです。委託料は、日本福祉大学の児童虐待等の専門の先生に講師をお願いして、昨年度、マニュアルを作成した、そのフォローアップの研修を行い、事例をもとにした早期対応を適切に行えるような研修等を行っていく予定との答弁でした。

また、同委員より、児童虐待防止のための通報先はとの問いに、通報先としては、刈谷児童相談センターと高浜市ですとの答弁でした。

他の委員より、児童生徒健全育成事業の委託料6万円の内容はとの問いに、「夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業」委託料は、愛知県教育委員会の委託事業で、平成23年度から始まり、昨年度は、名古屋市を除き、各市町村53校において実施されました。本事業の狙いは、体系的に

キャリア教育を進めていく体験の1つとして位置づけられ、高学年、主に5年、6年生の子供たちがものづくりを直接体験するとともに、ものづくりの達人から仕事に対する心構え、努力していること、小学校で学んでほしいことなどの話を聞き、働くことや学ぶことへの基礎をつくることを目的としていますとの答弁でした。

同委員より、対象学校と人数及び内容はとの問いに、今年度は高取小学校を計画しており、6年生の3学級92人で、校歌を陶板に書き込んで、学校に展示していく計画です。また、講師として、市内の鬼師さん6人に依頼をする予定との答弁でした。

次に、陳情第2号について、委員より、政府が進めようとしている自治体職員の賃下げ強要に追随しないでください、それなりの理由があるので、国に準じて賃下げすべきと考えておりますとの意見。また、必要な人員を正規職員で確保してください。非正規職員の正規職員化を図ってください、人件費が一体どれほど膨らんでしまうのかということで、今の高浜市の財政ではとても難しいと思いますとの意見。また、職場体験などによる生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいとあるが、災害時には最も頼りになるのが自衛隊であり、東北でも自衛隊の活躍ぶりは全国の方が感心し、高い評価がされております。この文書は、自衛隊そのものを否定するような中身なので理解しかねますとの意見でした。

また、「ナショナルミニマムを確立し、」から、「住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないでください。」では、道州制は暮らしを破壊するものではなく、中央集権的な日本の統治機構を大きく変え、地域の潜在力を発揮するための新しい国の形を構築するもので、住民に身近な行政を後退させることではなく、むしろ地域の状況に応じた自主的な政策立案などができるとう理解しているとの意見。また、学童保育指導員の常勤複数での積算、福利厚生費の予算化など、国庫補助の大幅増額を図り、また学童保育の最低基準を策定するようにしてくださいでは、高浜市では児童クラブ、放課後居場所事業も行っており、何ら問題はないと思います。以上のことから、この陳情には反対との意見でした。

また、他の委員から、重点項目の中で、住民サービスの向上のために、公の部分で自治体職員を正規職員で確保しろと言われるが、正規職員にする必要性よりも、住民サービスの向上のためにいかなる政策を各自治体がとるかということが重要であると思うので、この陳情には反対との意見でした。

また、他の委員より、最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、生活の向上を図ってくださいでは、時間額1,000円以上というのがあるが、日本ではワーキングプアと言われる方たちが184万人もふえ、富裕層が1.5倍もふえる一方だということから、中小企業などは、国が援助して面倒見なければいけない。自治体が雇用する職員についても、時間額が1,000円以上にし、生活の向上を図るようにしなければいけないと思う。次に、住民の暮らしを守り、安全、安心の公務という公共サービスを充実してくださいでは、自治体職員の賃下げをしないようにしてほしいと

いう以上のことから、この陳情には賛成との意見でありました。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第36号については、挙手多数により原案可決。

議案第37号については、挙手全員により原案可決。

陳情第2号については、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託されました議案並びに陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

[福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇]

○議長（内藤皓嗣） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、日本共産党高浜市議団を代表して反対の立場から討論いたします。

本議案は、地域手当の支給率を引き下げするため、平成25年7月より地域手当の支給率を6.5%から6%に引き下げるといふものです。

地域手当とは、民間の賃金水準を基礎とし、地域ごとに給与水準の調整を図るための手当として、平成18年度から制度化されたものです。平成25年7月から施行されるとして、全職員268名で約457万円が削減、年間では約670万円が削減されるというものです。

近隣市の支給率は、刈谷市が12%、安城市が10%、知立市が6.5%、県内の最高は刈谷市とのことですが、高浜市は県内でも給与は低いほうで、さきの人事院勧告による給与を引き下げる案件で職員の賃金は引き下げられています。公務員の賃金を引き下げを続けていけば、日本の働く人たちの賃金はますます下げられてしまいます。先日も武豊町や阿久比町では引き下げの案件に対して否決されたと新聞報道がありました。

今回の本議案は、給与ではなく地域手当です。調整を図るための手当として制度化されているものです。ですから、下げる必要はないと考えます。よって、本議案には反対いたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、市の職員に対して、支給される地域手当の支給率を0.5%引き下げるというものであります。

地域手当につきましては、御案内のとおり、地域ごとに異なる民間の賃金水準や物価等を考慮して、これらを適切に反映することで給与水準の調整を図るものとされております。

これまで、職員の地域手当の支給率については、地方公務員法第24条第3項に規定する均衡の原則に従い、近隣自治体の状況及び県内全域に適用される愛知県職員の支給率などを踏まえ、6.5%とされてきたところであります。

その間、リーマンショックによる世界規模の景気の後退に伴い、本市の歳入の根幹をなす市税収入が伸び悩むなど、大変厳しい財政運営を強いられていることは御承知のとおりであります。

こうした中で、本年4月から碧南市及び衣浦衛生組合において地域手当を6%に引き下げられたことに加えて、国が求めている地方公務員の給与減額に伴い、今年度の地方交付税が約3,400万円減額される見込みであるとの答弁がありました。

一方で、今後、少子高齢化対策などの社会保障関係、公共施設の老朽化対策、防災対策のさらなる強化など、市民生活に直結する喫緊の課題に対応していくための経費が増大していくのは明らかであります。

これまで、高浜市では、将来を見据えた行財政改革や構造改革に積極的に取り組み、アウトソーシングによる職員数削減、人件費削減に取り組まれてまいりました。その上に、今回の地域手当の支給率引き下げによって、今年度の7月以降から約457万円、平成26年度以降の1年間では約670万円の歳出圧縮が図られるとのことでもあります。

近隣市と比較して決して高いとは言えない給与水準の中で、厳しい財政状況乗り越えていくために職員みずから身を削る姿勢を示されたことは評価できるものであります。

以上、申し述べてまいりました点を踏まえ、本案について賛成するものであります。

何とぞ議員各位の全員の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情書及び陳情第2号 最低賃金の引

き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対し、市政クラブを代表し、反対の立場で討論させていただきます。

まず、陳情第1号には、公契約条例を制定し、適正な下請単価や雇用の確保、時給1,000円以上の賃金確保とありますが、全国的に見ましても、建設工事の4割は公共工事であり、6割は民間工事であります。それを考えると、まず民間業者との情報交換などを進めていくべきであり、また、条例を定めている他市の状況などをまずは調査すべきであると考えます。安易に進めることで、民間工事と公共工事での契約金の大きな差や賃金の格差が生じたり、現場において事業に従事する方はさまざまな業種の方が見えますが、どこまでの範囲の方が対象となり賃金補償されるのかなど、労働条件の面で大きな影響を与えるおそれがあるため、調査、研究を進める必要があります、時期尚早であると考えます。

また、民営化・民間委託を行わず、既に実施されている民間委託についても直営に戻すようにと書かれております。これは、民間の経営ノウハウを公的施設へ導入していくといった流れや、全国的にも自治体の財政が厳しくなっている今の状況を考えますと、さらに市民に対してサービスを低下させるおそれや、さらなる混乱を招くおそれがありますので、この陳情に対して反対とさせていただきます。

また、陳情第2号には、政府が進めようとしている自治体職員の賃下げ強要に追随しないでくださいとありますが、国内の民間企業の状態を見ましても、アベノミクスでの株価や為替への一定の効果は出ておりますが、すぐに民間の方々の給与面に反映されているわけでもなく、民間との所得格差是正を考えましても、国が下げるのに地方においてはそのままというわけには、民意から見ましても理解しがたいと考えます。

また、非正規職員の正規職員化を図ってくださいという陳情に対しても、現在の財政状況を考えても難しい部分もありますし、例えば民間においてもアルバイトやパートさんを雇うなどさまざまな工夫を凝らし、お客様へよりよいサービスをしていく。行政においても、どう市民の皆様へ住民サービスの向上ができるのかという政策のほうが重要であると考えます。

それに、職場体験などによる生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいですが、2011年3月11日に発生した東日本大震災で、自衛隊の方々のめざましい活躍を見た中で、本当に心から自衛隊への職場体験を行うなどとは言えないと思います。また、高浜市内においても生徒みずから自衛隊の活動を見てみたいという子も見えます。そういった職業の選択の自由を奪う権利はないと考えます。

毎年、自治体キャラバンよりこのように何件もまとめて同じような陳情を出されますが、どういう意味合いで毎回陳情を出されてみえるのか、陳情の出し方について何を目的として、何をするために陳情というものを提出されているのか理解しがたい部分があります。

ほかにも、これらの陳情第1号、第2号に対して疑問に思う点が幾つかあることも踏まえまし

て、反対とさせていただきます。

ほかの会派の議員の皆様方にも御理解のほどよろしくお願いいたしまして、市政クラブを代表しましての反対討論を終わらせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長のお許しを得ましたので、陳情1号、2号の賛成討論を行います。

陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情については、賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、春の自治体キャラバン実行委員会代表榎松佐一さんから提出されたものであります。

委員会の審議の中で、住民の暮らしを守り、安全、安心の公務・公共サービスの充実してくださいの中では、反対の意見では、民間委託が住民サービスの低下につながるとの根拠がないと意見がありました。効率のため民間に委託するという事はよく行われますが、そもそも公と民間でコスト差が出てくる仕組みは、人件費の違いによります。公共サービスは圧倒的に人件費の占める割合が高く、コスト比較を左右するのは、最終的には人件費の差です。公共事業は、装備や技術の水準にかなり左右されますが、ごみの収集とか給食とか保育、また社会教育施設の管理などは人件費の要素が非常に大きくなります。人件費の差は、公務員と民間の給与体系の差異、雇用形態の違い、労働者の勤続年数などによって生まれてきます。

人件費の違いをもたらす要因は、この公務員の給与体系に比べて、民間はパートや非常勤で人件費の低廉化を図り、職務給とか業績給制度を入れて人件費全体の抑制を図っている点にあります。

そこで、パート、非常勤で、専門職は特に熟練を要するものがあります。パート、非常勤では10年ないし12年従事しないといけないものもあります。専門という点では補完されないと考えます。したがって、サービスの低下につながると考えますので、これについては賛成です。

本陳情はTPPにも触れていますが、TPP参加に賛成の意見として、TPP参加に反対する意見書とありますが、TPP参加には賛成です。農業のことを書かれていますが、日本の農業というものは格別ほかの国と比べて技術が劣っているわけではありません。世界的な市場を視野に入れて戦略を考えていくべきだと思いますとの意見があります。TPPの参加により食物自給率が現在の40%から13%に下がってしまうという政府の試算があります。自国の食べ物は自国で生産する施策を行うべきです。TPP参加は逆の効果をもたらすと考えます。また、農業だけでなく医療、生活全般にわたり影響が考えられます。

また、他の意見として、ISD条項が持ち込まれていること自体が不可解と思ひ反対との意見があります。TPP参加の交渉ではISD条項の扱いが焦点となっているとの報道もされていま

す。I S D条項のことが記載されているのもおかしいものではないと考えます。さらに、T P P参加の本丸がI S D条項であるという学者も見えます。I S D条項、国家と投資家との紛争解決手続とは、ある国家が自国の公共の利益のために制定した政策によって海外の投資家が不利益を被った場合には、世界銀行傘下の国際投資紛争解決センターという第三者機関に訴えることができる制度です。言い換えれば、その国の国民の権利により企業に規制をしている政策に対して不利益が生じた場合、訴えることができるということです。日本においても国民主権を奪われかねない事態になるおそれもあります。意見書にある、T P Pは食料、医療だけでなく、あらゆる分野で悪影響を与え、ひいては国民の生活破壊と国土の荒廃をもたらすものとしています。公契約条例の制定、T T P参加反対など、全て賛同できる内容ですので、本陳情に賛成します。

次に、陳情2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情の賛成討論を行います。

生徒の自衛隊の体験活動を行わないでくださいに対して、災害時に頼りになる自衛隊そのものを否定するような中身ですので反対との意見がありますが、確かに災害時の活動は否定しませんが、そもそも憲法9条に照らせば、自衛隊が憲法違反の存在であることは明らかです。世界でも有数の巨額の軍事費をのみ込み、最新鋭の現代兵器で武装した軍隊を、戦力ではない自衛力ということは通用しないと考えます。

災害援助の訓練が主な活動ではなく、戦車の運転や護衛艦の操作など武力行使のための訓練が主な活動ではないでしょうか。私は、憲法9条に違反する自衛隊の体験活動を行政が窓口になって生徒に紹介することは問題と考えます。こうした意味を込めて、自衛隊体験活動を行わないでくださいと訴えていることには賛成できます。

他の意見として、道州制は中央集権的な日本の統治機構を大きく変え、地域の潜在力を発揮するための新しい国の形を構築するもので、地域の状況に応じた自主的な政策立案ができると理解しているから、陳情に賛成できないという意見もありますが、全国町村長大会が去年の11月に開催され、特別決議が採択されました。その一部を紹介しますが、道州制は地方分権の名をかりた新たな集権体制を生み出すものである。また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する懸念すらある。よって、我々は改めて道州制の導入に反対していくと決議されています。

本陳情は、働く者の権利を守り、生活向上を図る、暮らしを守る公務・公共サービスの充実、憲法9条を守り核兵器廃絶、平和施策の充実など4項目にわたり具体的に要望されています。全て切実な要望と考えますので、本陳情に賛成して討論とします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第32号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
次に、陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。
次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いた

しました。

次に、陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります
が、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長より、お手元に配付してありますとおり、総務建設委員会は、一つ、中小企業振興について、一つ、中小企業対策について、一つ、防災対策について、そして福祉文教委員会は、一つ、介護事業について、一つ、子供の在宅医療について、一つ、成年後見事業について、一つ、権利擁護事業について。

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査したいと議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、常任委員長の申し出のとおり、委員の任期までの閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成25年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日から本日27日までの18日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきます

した議案6件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告5件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、私ごとではございますが、時の流れは早いもので、この議会が1期4年最後の定例会となりました。平成21年9月定例会の所信表明におきまして、スピード感と誠意を持って市民の皆様とともに行動することをモットーとしてまいると申し述べました。遅滞、未達もあり反省をしなければならぬ点もあるかと思いますが、この間、高浜市自治基本条例や第6次高浜市総合計画を市民の皆様方とともに策定をいたしまして、産業の振興や福祉施策、教育と、走りながら実行し、市民の皆様方とみんなで考え、みんなで汗をかく「大家族たかはま」の根っこをつくり上げることに取り組んでまいりました。

あと2カ月余りで任期満了となりますが、本日まで大過なく職責を全うできましたのも、議員各位を初め市民の皆様方の温かい御指導と御支援のたまものと心より感謝を申し上げます。

本定例会の閉会に当たりまして、ここに厚く御礼を申し上げますとともに、平成25年度の予算執行に引き続き責任を持って取り組んでまいる所存でございますので、さらなる御支援を心よりお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） これをもって、平成25年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月10日開会以来、本日までの18日間にわたり終始御熱心に御審議いただきまして、本日にここにその全案件を議了し、閉会の運びとなりましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見、要望等を十分に尊重されまして、今後の施策の上に反映されますことを強く希望いたしまして閉会の言葉といたします。

御苦労さまでございました。

午前10時54分閉会
